

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会
特定放射性廃棄物小委員会（第5回）

日時 令和6年8月1日（木）10：08～12：13

場所 オンライン開催

1. 開会

○横手課長

それでは、システムトラブルで大変長らくお待たせいたしました。定刻を過ぎておりますので、第5回特定放射性廃棄物小委員会を始めさせていただきます。

事務局を務めます、経済産業省資源エネルギー庁電力ガス事業部放射性廃棄物対策課長の横手でございます。

本日はご多忙の中、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、委員の皆様方の出欠でありますけれども、委員長、オンライン含めて、参加10名、欠席2名となっており、定足数を満たしていることから開催させていただきます。対面とオンラインのハイブリッド開催でありまして、長谷部委員、三井田委員、村上委員、八木委員はオンラインでの参加になります。また、本日はオブザーバーとして原子力発電環境整備機構、NUMOから阪口副理事長、植田理事、兵藤技術部部長、また電気事業連合会から合田最終処分推進本部本部長代理様にご出席いただいております。

会議の様子は、Y o u T u b e の経産省チャンネルで生放送いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の資料ですが、対面でご参加の方はお手元の i P a d をご参照ください。オンラインでご参加の方については、T e a m s の画面上でも適宜投影させていただきます。

続きまして、本日の資料を確認いたしますので、配布資料一覧をご覧ください。

上から確認させていただきます。資料1として議事次第、資料2として委員名簿、3、4が徳永地層処分技術ワーキンググループ委員長からの説明資料、それから資料5及び7、8、9がNUMOの説明資料、資料6は本日ご欠席の吉田委員提出の意見書となっております。加えまして、参考資料には、文献調査報告書（案）及び要約書案の修正案に加え、核のごみに関する対応を考える市民プロジェクト様からいただいた要望書を配布しています。

資料は以上になりますが、もし資料に過不足などございましたら、事務局までお知らせください。

では、以降の議事進行は、高橋委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

それでは、本日の審議を開始いたします。審議終了予定は12時を念頭に置いております。皆様におかれましては、できるだけ多くの発言をいただきますよう、事務局と連携して議事

運営に留意してまいりますので、各委員におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載されておりますように、文献調査報告書（案）への地層処分技術ワーキンググループからの評価と対応するNUMOの修正方針、対話活動の振り返りについての2点でございます。

議題1では、文献調査報告書（案）への文献調査段階の評価の考え方の反映状況に関する技術的・専門的観点からの評価について、ワーキンググループでの議論の結果をワーキンググループ委員長であります徳永委員よりご報告いただきたいと思います。その上で、NUMOの作成する文献調査報告書（案）の修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価につきまして、その結果を同じく徳永委員よりご報告いただきたいと思います。

その後、北海道寿都町、神恵内村の文献調査報告書（案）の修正の概要につきまして、NUMOよりご説明頂戴したいと思います。

続きまして、議題2では、対話活動の振り返りにつきまして、NUMOよりご説明頂戴いたします。

議題ごとに質疑、議論の時間を設けますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたしますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、プレスの皆様方はここまでとさせていただきますので、ご退室のほう、よろしくお願いいたします。YouTubeでの傍聴は引き続き可能となりますので、引き続きYouTubeにてご覧ください。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

まず、事務局より文献調査報告書（案）にかかるこれまでの経緯の説明を頂戴したいと思います。

○横手課長

ありがとうございます。

地層処分技術ワーキンググループは、NUMOが作成した寿都町及び神恵内村の文献調査報告書（案）について、文献調査段階の評価の考え方が適切に反映されているか、議論、評価することが役割の一つとされておりまして、本年2月13日の第1回地層処分技術ワーキンググループに提出された報告書原案、これを対象に、過去4回にわたってご議論いただきました。今回、その結果をワーキンググループ委員長であられる徳永委員よりご説明いただきます。

また、議論の結果、報告書原案には修正の検討を要する箇所が複数あることを踏まえまして、前回のこの小委員会において、報告書原案の修正方針についても確認いただいた上で、その評価を報告いただくよう、地層処分技術ワーキンググループに改めてタスクアウトが

ありました。これについても、徳永委員よりご報告いただきます。

その上で、最後にNUMOよりワーキンググループからの二度の評価を踏まえた報告書修正案を説明させていただくという形になります。

○高橋委員長

それでは、議題の文献調査報告書（案）に関しまして、まず徳永委員から文献調査報告書（案）への文献調査段階の評価の考え方の反映状況に関する技術的・専門的視点からの評価につきまして、ワーキンググループでの議論の結果及びNUMOの作成する文献調査報告書（案）の修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価を頂戴したいと思います。

ご質問の時間は、NUMOの説明の後に設けたいと思います。よろしくお願いします。

○徳永委員

地層処分技術ワーキンググループ長を拝命しております、徳永でございます。

それでは、先ほど事務局からご説明いただきました観点からの評価につきまして、資料3に基づいてまず説明をさせていただき、その後、修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価というものを求められましたので、資料4に基づきご報告するということにさせていただきます。

まず、資料3でございますが、1ページ目が評価の結果の目次となっておりますので、これに基づいて説明をいたします。

次のページをご覧ください。

これが評価の対象と審議経過でございますが、先ほど横手課長からご説明ございましたが、タスクアウトされた内容につきまして、地層処分技術ワーキングにおいて4回の議論をしましたということです。それに基づいて、まず、最初に提出された文献調査報告書（案）に対し、文献調査段階の評価の考え方が適切に反映されているかという評価を行ったということでございます。

次のページからは、その結果について報告いたします。

報告の資料の内容は一番上の濃い青というんですか、緑っぽい青というんですか、そこで書いているのが審議内容のまとめということで、その下に行っているところがワーキンググループで行われた議論、NUMOさんと技術ワーキングの委員のやり取りの重要なものを載せているという形で、これから報告していきます。

最初に、評価の総論・修正検討の必要性でございますが、そこでございますように、文献調査報告書（案）は、膨大な文献情報を丹念に確認し、文献調査段階の評価の考え方に基づいて作成されているものであると評価しています。

ただ、項目ごとの基準に基づいた評価及び検討プロセスにおいて、評価時の考え方の表現や評価の基となるデータの示し方に一部不十分な点が確認されたということでございますので、その修正がされるべきであるというのが、ワーキンググループの評価でございます。

その下でございますように、多くの委員から、丁寧に文献を集め、それに基づいて検討を行っているということ、それから文献調査段階評価の考え方に基づいて、その結果を技術的

な観点から調査してまとめているということで、その辺りは妥当であると考えています。

ただ、その下にございますが、五つの観点について、特に評価時の考え方の表現や評価の基となるデータの示し方に関して修正検討が必要であるという指摘をしています。

次のスライドをお願いいたします。

修正検討の必要性、①－１の断層のところでございますが、そこでございますように、断層の評価に関しては幾つもの意見が出ています。特にオレンジ色でハイライトしているところが、審議内容のまとめとして特に重要であると考えているところです。

すなわち、幾つかそこに述べていますが、断層は活断層も断層であり、地質断層も断層であるという中、活断層と地質断層を別に分けて整理しているということがあるので、それは網羅的に示した上で議論をされるべきであるというような指摘をしています。

それから、断層があるかないかというのは、情報があるかないかということに非常に依存するので、地質図などの情報があるが対象となる断層がないところなのか、それともそういう情報がなくて分からないということなのかということを明確にしてくださいというような指摘をしています。

それから、もう一つ、地質の文献に基づく評価においては、どうしても解釈が入ってくるというところがございます。そこで、文献から収集した情報であるのか、NUMOがその情報に基づいて解釈したのかということを明確に分けてくださいということです。

それから、断層については、実際に存在しているもの、それから地下に存在していることが高く推定されるもの、それからそれ以外にあると考えることが適切であるという推定をするというような、そういう評価の違いがありますが、そういうようなことも明確に示してくださいというようなことを申し上げました。

それから、しばしば大きな断層というのは、10 kmの長さが連続しているということを言われるんですけど、その根拠はそれほど明確ではないかもしれないというような指摘もございました。

次のスライドをお願いいたします。

マグマの貫入と噴出に関する部分、それから鉱物資源に関するところですが、NUMOさんの最初の案においては、対象地域の下にメルトが存在する、メルトというのはマグマとして噴出してくるものになり得る溶融している岩石ということですが、それが存在する可能性が高いとは言えないと書いていますが、それは解釈であって、それが本当にそうであるかということと言えるかどうかというのは議論があるということなので、そこは明確に書いてくださいと。

それから、そういう観点から、新規発生の可能性について該当するのが明らか、または可能性が高いとは言えないというのも、今の段階においてはやや表現が強過ぎるだろうというような指摘をしています。

それから鉱物資源に関しては、経済的な評価に関しては、今のやり方が適切であると考えますが、今後、予測し得ない技術革新や急激な需要の変化が起こる可能性があるということ

にも留意するというような文言を入れておくことが適切だろうというような評価をしています。

次のスライドをお願いいたします。

地熱資源、それから地質環境特性に関する部分ですけれども、地熱貯留層については、より丁寧に説明してくださいということをお願いしたということ。

それから、地質環境特性に関しては、地下の状況というのは非常に不均質であるので、その不均質というのはどういう意味だと考えているのですかということを確認に表現してくださいということです。すなわち、得られているデータに不均質が多いのか、岩種とか岩盤自体の特殊性が不均質性を持っているのかというようなことを明確にして、混乱がないような表現にしてくださいということを申し上げたということでございます。

それから、次のスライドへ行ってください。

概要調査の留意事項ということで、文献調査が終わって概要調査を始めるという段階に至ることがあり得るわけですが、その概要調査と文献調査の間のつながりの部分が議論になりました。

そこに書いていますが、文献調査のまとめのところですが、文献調査を通じて、今後の調査に向けた留意事項とされた項目については、概要調査に進んだ段階に何を実施するのか等の具体的な計画や、処分地として適さない地点を積極的に排除していくというようなスタンス。それから、留意事項について判断できるかの目安を報告書内で示しておくべきであるというのが我々からの評価でございます。

すなわち、文献調査ではどうしても明らかにならないところというのはあるわけですが、それを概要調査に進むときに、何をどのように取得するのかということについて、どういう情報を取得することが望ましいかと考えられる情報等の「等」の中身が十分によく分からないということ、それから、不足している情報が次の段階でどういうふうに取り得るのかというような目安、それから、それを用いて、例えば将来の火山活動を避けるための評価ができるのかということが書かれていないと、次には進みにくいでしょうというような技術的な意見がございましたが、その辺りについては、NUMOさんからはその下にありますように、概要調査以降の対応については再度整理していただいて、文献調査によって十分な評価が行われなかった場所については、将来にわたっておそれが少ない等については概要調査段階で確認し、それが満足できない場合は、その時点で除外するというような方針をはっきり書くという回答を得ております。それは技術的には適切であると我々は評価いたしました。

次のスライドをお願いします。

8 ページ目でございますが、同様に文献調査で分からなかったことが概要調査でも十分に判断できないということを通して、結局曖昧なままに次の段階に移っていくのではないのかというような懸念はあるということ是指摘し、その部分の一般の方のご懸念を払拭することも非常に重要であるということでございます。

それから、概要調査の部分で、全ての地域が概要調査の場として不適切ではないという判断をされているということですが、ワーキングにおいては、現状でも候補地区の中には適・不適に対するコントラストがあるでしょう。その部分について、情報を取得していくということを行うということに関しては理解しますが、不適な場所を積極的に排除していくというスタンスをきちんと示してくださいということを申し上げました。

次のスライドをお願いします。

これも文献調査と概要調査とのつながりの部分でございますが、情報がないために文献調査で評価し切れなかった部分について、次にどのように処理していくかということが明示されるべきであるということ。それから、どのような調査方法でどのようなデータを得ていくのかというNUMOの考え方を示していただきたいということを申し上げております。

次のスライドをお願いします。

これも文献調査で分からないことを概要調査でどのようにするか。この辺りはやっぱり、何回も議論の重要な点になったということです。

それから、概要調査において、文献調査において懸念があるところを概要調査の地域にするということの意味として、比較的懸念があるところの概要調査をするという立場をとるとすれば、そこでどのような、何に対する調査を実施するのかという、具体的な経過を説明してほしいということ。それから、文献調査段階での懸念事項を概要調査で確実に確認していくというようなことを、きちんと表明してくださいというようなことを申し上げました。

次のスライドをお願いします。11 ページ目でございます。

これは概要調査へ進む場合の考え方です。今までは概要調査と文献調査をつなぐときに、どうすることが大事ですかということを意図した議論をしたわけですが、ここからは概要調査へ進むということになった場合の考え方についても、技術的に議論、検討しました。

文献調査から概要調査に進む場合の考え方について、最終処分法の要件及びこれまでの審議会の議論の結果と齟齬がないことを確認した上で、報告書に明記をしてくださいということを申し上げています。

これは、この次のスライド12 ページのところでございますが、これはこの委員会でもご議論いただいたことですが、文献調査段階の評価の考え方について、法律で書いていることをそのとおりにやるということ、今の段階で技術的には確実にしきれないという中、それをどのように技術的に実現していくかということで、この下にあるように、黒いところから白いところまで色をつけている中での判断をせざるを得ない。それは一定の、今の段階では不可避であろうというような評価は、この委員会でもいただいたわけですが、そのようなやり方で進めているということも、明確に文献調査報告書で書いていただきたいということです。

それから、次のスライドに行ってくださいと思いますが、13 ページ目でございます。

概要調査段階に進む場合に、先ほどこちよっと申し上げたことですが、何を目的に調査するのかということをもう少し踏み込んで書いていただきたいということ。そういう意見を申し上げました。

14 枚目に行っていただけますでしょうか。14 ページ目ですね。

それから、新たな知見の取扱いというのは、科学は進展しますので、地層処分の事業の中で、そういう新たに知見が得られていくということをどう取り扱いますかということも、常にNUMOには意識していただきたいというのが、我々の立場でございます。

審議内容のまとめにございますが、調査段階において得られる新たな知見をNUMOとして地層処分の観点からどのように取り扱い、反映していくかということは、今後も社会から常に問われるものです。NUMOとしての検討を丁寧に進めて、社会、技術者との共有を進めていくことをぜひお願いしたいということです。

特に、今回の能登半島の地震もそうですし、熊本の地震もそうですし、いろいろな事象が起こることによって、我々は理解が深まるということがございます。そのようなことを、起こったから、すぐに地層処分に対して適用するということになり得るのかどうかというのは、また一定の議論がありますが、常にそういう新しい事象と新しい知見、それから学問の分野での展開と理解の進展というものは、NUMOさんにはきちんとフォローしていただきたいということをお願いしたいということでございました。

15 ページ目でございます。

国民の方々への分かりやすい説明になっていますかという観点からです。文献調査の結果や科学的特性マップ等の関連資料の内容について、いかに分かりやすく一般の方へ説明していくか、継続して検討していただきたいということです。それから、表現として「十分に」とか「よく確認」といったような、ある種曖昧な表現をしているということについては、そこは十分な留意していただきたいということをお伝えしました。

それから、その次のスライド、16 枚目でございますが、同様に、この委員会でも議論になりましたが、科学的特性マップの取扱いについて、文献調査においてどのように位置づけているのかということも含め、誤解がないような表現として、文献調査の報告書をまとめていただきたいというようなお願いをしたということでございます。

その後ろには、科学的特性マップについての参考資料を2枚つけさせていただいています。

最後の19枚目が、今申し上げた文献調査報告書（案）、2月にご提出いただいたものに対するワーキンググループからの評価のまとめとさせていただきます。

これをNUMOさんに、ワーキンググループの中で議論する中でお渡しし、それについて文献調査報告書（案）の修正方針というものをお伝えいただきましたが、それについても技術的・専門的観点からの評価をするようにという指示をいただきましたので、ここからは資料4に基づきまして、文献調査報告書（案）の修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価でございます。

なお、ここで我々が行ったのは、修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価で、修正した文献調査報告書の適切性について、我々は評価しているわけではないということは、この場で申し上げておきます。

次のスライドをお願いします。

評価の対象と審議経緯ですけど、これも横手課長からお話がありましたように、我々にタスクアウトされた内容が、7月4日にNUMOさんにご説明いただいた内容で、修正方針についてということでございます。

次のスライドをお願いします。

2ページ目でございますが、修正方針全般についてですけれども、文献調査報告書（案）の修正方針については、全体として我々として技術的には了解できるというところでございますが、さらに検討することで、より理解が深まり、文献調査報告書の完成度の向上が期待される部分がありますということも指摘いたしました。

次のスライドをお願いします。

3枚目です。概要調査での留意事項ということでございますが、まとめのところでございます。文献調査で留意事項として残された項目について、概要調査でしっかりと調査し、評価を完了するという方針が示されたことはよいと考えます。

一方、説明書に記載の一部の留意事項については、評価手法をより具体的に記述することを検討されるべきであるという意見を申しています。

それから、火山については、その影響範囲が非常に広いので、火山に関する情報というのは、概要調査のときに優先的に調査するということが適切であろうと、ワーキンググループとしては考えています。

この辺りについては、調査するということについては、NUMOとしても受け取っていただいているということですが、審議においては、仮に火山が影響があるという評価になったときに、その範囲を示すことが適切ではないですかということを申し上げましたが、NUMOさんとしては、そこについては慎重でありたいというようなご発言をいただいているということでございます。

4ページ目をお願いします。

それから、国民の方々への分かりやすい説明については、最初のときに指摘いたしました。文献調査報告書の分かりやすさは非常に重要であるということですので、報告書中の表現を確認していくということについては、ぜひお願いしたいということを申し上げました。

5枚目でございます。これも前回、最初に提出していただいた案に対して申し上げたことと同じですけども、新たな知見の取扱いということがやはり重要であるということです。

繰り返しにはなりますが、最終処分法が制定された以降も学術的な知見は蓄積されますので、NUMOとして、常により新しい知見を取り入れ、最新の知見に基づいて評価しているということを示してくださいということを申し上げました。

最終処分法が制定されてから、もう25年がたっているということでございます。その25

年間に、様々な学術的な知見が得られています。今回は、特に能登半島地震に関係して様々なご意見をいただき、それについての議論をいたしました。能登半島地震に限らず、この25年間に様々な知見を我々は得ていて、様々な経験をしているということもございますので、それに基づく最新の科学的知見までを考慮して評価しているということ。ただ、科学的な知見というのは、すぐにそれが確定するわけではないので、丁寧なウォッチをしていただきたいということを申し上げたということでございます。

最後の6枚目のスライドに、文献調査報告書（案）の修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価のまとめということで、今、口頭で申し上げたことを四つの項目としてまとめて、最終的な評価とさせていただいたということでございます。

ワーキンググループからの審議の内容の報告は以上でございます。ありがとうございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

次に、NUMOより、北海道寿都町及び神恵内村の文献調査報告書（案）の修正の概要につきまして、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○兵藤技術部長

NUMOの技術部の兵藤でございます。よろしくお願いします。

先ほど、徳永委員長からご説明がありました、資料3、資料4のワーキングでの評価を受けて、報告書を修正しております。修正した報告書そのものは参考資料、そちらに報告書の本文と要約書をつけさせていただいております。

説明は、こちらに今映っていますけれども、こちらのパワーポイント資料で説明させていただきたいと思います。

次、お願いします。

まず復習ですが、報告書、要約書というのは、こういう本文と別に添付する説明書、要約書という構成ですという説明です。

次、お願いします。

こちらは、先ほどの資料3、4でご説明がありました。ワーキングの評価に対するNUMOの方針、その後どういう修正をしたかという概要を説明しております。

次、お願いします。

先ほども資料3、4とありましたが、それに対応して、評価への対応を二つに分けて説明いたします。

次、お願いします。

まずは、評価の考え方の反映状況に関する評価と修正方針です。こちらは7月4日、第5回のワーキングで既に説明した内容を若干修正して説明しているものです。4回までにいただいた意見に対して、こういうふうに修正しますと、方針を簡単に伝えまして、当日はそのものというより修正のイメージというのも参考につけて、同時に説明させていただいて

おります。

次、お願いします。

先ほど、資料3の中で、評価のまとめということで五つのポイントがありましたけれども、ここで白字のところですね。①から⑤までがワーキンググループからの評価のまとめであります。

それに対して、ピンクの箱のところ、こういう方針で修正しますというのを、7月4日にご説明させていただいています。

①番は、先ほど個別に断層とか鉱物資源とかいろいろございましたけれども、そういったことも少し修正しなさいということでしたので、方針としてはご意見に従いまして、適正化とか説明の拡充ということでございます。

②番は、主に概要調査に進んだ場合、このことについてきちんと書いておいてくださいということでしたので、ご意見を受けまして、これは後でもう少し詳しく説明しますが、概要調査の基本的な考え方を、本文の中に追加したということでございます。

次、お願いします。

③番につきましては、その文献調査か概要調査に進む場合、最終処分法にこちら、齟齬がないといった、そちらを確認してくださいというようなご意見をいただいております、これはもともと報告書本文の原案版のほうに書いておりますということを説明させていただいております。

④番は新たな知見の対応ということで、先ほどちょっとご説明がありましたが、情報収集に努めるとか、処分、それから段階的調査をどう考えるかということをやっていきますということを説明しています。

⑤番の分かりやすくということにつきましては、もちろん報告書をもう一回点検いたしますけれども、なかなか難しいところもありますので、別の資料を使って、既に対話の場などでは説明しているということを説明させていただいております。

これが7月4日の第5回のワーキンググループで説明させていただいた内容でございます。

次、お願いします。

7月4日にこれに対してご意見をいただきましたので、さらなる修正方針としてこちらにまとめたということでございます。これが資料4への対応になります。

次、お願いします。

資料4でご意見、評価のポイントは四つありました。同じように白字の①から④までございます。

①は、全体はいいけども、もう少しということでございますので、②から④について対応しますということです。

②が、先ほどちょっとお話がありましたが、火山関係になります。

一つは、新たな火山についての概要調査での調査評価の仕方が書いてあるけど、もう少し

モデルとかシミュレーション、そういったことの検討の記載がちょっと足りないのではないかというご意見がございましたので、それを確認するということであります。

もう一つは、先ほどお話がありましたが、避ける場所とはならなくても、留意事項として、残した火山については影響範囲が広いので、まとめの図にそういったことを書いたらどうかというご意見いただいております。

これは、慎重にということも先ほどもお話がありましたが、この後に、その対応を説明させていただきたいと思います。

次、お願いします。

分かりやすさ、こちらは先ほどの繰り返しになりますが、同じような内容を書いておりますが、1個増やしたのは一番下の行で、今回報告書の別添の資料のほうで、対話の結果についても添付しているということも加えさせていただいております。

④番、新たな知見、こちらでも繰り返しになりますが、もう少し詳しく書いております。評価の考え方の議論のときに、かなり先ほどもちょっと出ました熊本地震等で、いろいろな観測、地表の観測とかありますので、そういった新知見を反映した「評価の考え方」になっていきますので、まずはそれに従ってやっていますということを述べて、その「評価の考え方」以降については、先ほどもお話が出ました能登半島地震、こういったことも考慮しておりますということを書いた上で、今後は、先ほど申し上げましたように、情報収集に努め、処分それから段階的調査でどう考えるかというのをやっていきますということを書いておりまして、さらに報告書の本文の前半のほうは、これは調査、評価のやり方ということですが、そこにこの方針を書き込むということ、こちらに書いております。

こちらが、7月4日にいただきましたご意見について、方針をこうやってまとめたということでございます。ここまでがワーキングの評価に対する方針でございます。

これを受けまして、次、お願いします。

ここから、どう修正したかという概要でございます。

まず、本文のほうです。お願いします。大きいのが二つありまして、まとめの図ですね、こちらのほうをどうしたかということ。二つ目が、概要調査でどうかということでございます。

一つ目です。次、お願いします。

これがまとめの図ですけれども、先ほど留意事項として示した火山、これは影響範囲が広いのですが、まだ確定した状況ではございませんので、いろいろ考えまして、対応といたしましては、図の左側に文字で書いていますけれども、基準（イ）というのは火山中心から15kmといったものですけれども、これに該当した場合は、その影響範囲が広いということを書き込む形としております。

それから、そういうものは概要調査に入ったら優先的に調査すべきということにつきましては、左側のピンクの箱の一番下のほうに、これは報告書の本文の説明文の中ですがけれども、多くの区域に影響が及ぶ噴火に関する留意事項は、早い段階で確認する必要があるとい

う、こういったことを書き込んだということでございます。

次、お願いします。

それから、先ほどの資料3か4、多分3だと思いますが、同じ概要調査地区の中でも色分け、コントラストをつけられるのではないかというご意見を何回かいただいております。まだ文献の段階ですので、なかなか確定したことを申し上げにくいので、線を引くとか色分けするというのはなかなか難しいので、いろいろ工夫をしまして、例ですと海と陸は分けられる、それから地形的に西、真ん中、東は分けられるので、それを軸として九つのブロックに分けて、それをブロックごとに特徴を、右下に表がありますけれども、そこに書き込むというような対応をとっております。

先ほどの火山の留意事項で礫谷溶岩というのがございますけれども、影響範囲が広いので、九つのブロック全部に書き込まれているというような形ですね。こういった対応を取ったということでございます。

その次は、同じことを神恵内についてもやったということでございます。飛ばしていただきたい。お願いします。

本論の2つ目です。文献調査のほうはいいけれども、概要調査に向けてどうするかをもうちょっと書きなさいというご意見をいただきまして、報告書本文の最後に5.3というのを新たに設けました。この中で、前半5.3.1では最終処分法等を引きまして、基本的な考え方を述べる。5.3.2のほうで、それを受けて、先ほどから申している十分に評価できなかった留意事項をどうするかということを述べているということです。

ポイントは、この5.3.1の一番下の四つ目のところです。地層の著しい変動、これは活断層とか火山ですが、広域的な現象は、基本的に概要調査段階で、対象地層等から次の調査範囲から除外する、確認が難しいことも含めて除外するというのをこちらで書かせていただいております。分からないまま次へ進むのではないかというようなご懸念に対する対応ということでございます。

次のページをちょっと見ていただきますと、対象地層等といいましたのが、精密調査段階では、こういった三次元的な、深さの概念も含めてこういったところを選んでいきますので、ここに入らないようにするというような考え方で、火山、活断層を除外しているということでございます。

次、お願いします。

それから、こういった積極的に駄目なところを排除していくという姿勢を、後ろのほうだけではなくて、もう少し冒頭のほうでも書いたらいかかというご意見をいただきまして、これは本文要約書の一番最初に、「はじめに」というところがございますが、そこにこの赤字のところですね。ここに先ほど申し上げました、同じような活断層とか火山とは、基本的には概要調査段階で除外していくというようなことを、こちらで書かせていただいております。

次、お願いいたします。

それ以外について説明いたします。

次、お願いします。

全体につきましては、これは最初にもお話ししましたが、本文は 20 ページほど増えて、別添の説明書が最後のほうに一つ増えております。これは後で説明いたします。

次、お願いいたします。

本文は、先ほどの 5.3 とか添付資料の九つのブロックといったところですね。そういったところが増えて、あとはご意見に従って修正したところが青字のところということでございます。

次、お願いします。

説明書のほうも、基本的には後ろのほうを追加、あるいはもともと少し書いていたので修正ということになっております。

次、お願いします。

こちらも大体同じような傾向です。

次、お願いします。

その他の修正点といたしまして、北海道知事のコメントへの対応というのがございます。

次、お願いします。

先ほどちょっと「はじめに」というのをご説明いたしましたけれども、本文と要約書では、本論に入る前に、一番最初に 1 ページほど使いまして、「はじめに」というのを設けて、北海道の場合は道条例というものがありますとか、対話の場を開催、それでご意見をいろいろ聞いておりますといったことを書かせていただいております。

2 月 13 日に報告書全体をワーキングに提示させていただきました。その後に 2 月 15 日に北海道知事の定例の会見がございまして、その中で若干不十分なところがあるのではないかとご意見をいただいております。

そこでどうするかというのを考えていたんですけども、7 月 4 日に修正をまとめてどうするかというのをご提示する機会がございましたので、一つはまずここですね。道条例に脚注をつけていたんですけども、そこに追記する形で、知事のコメントの中で、知事のご意見、そちらが書いていないというようなことがございましたので、そちらをこちらに追加したということでございます。

次、お願いします。

もう一つ不十分だということが、様々な意見が寄せられている、そういったところの記載が十分ではないのではないかとご言われておりましたので、先ほどからちょっと申し上げておりました 11 番目の別添資料ということ、こちらは対話の場の状況を町あるいは村の皆様にお知らせした資料です。こちらは、これまで十何回か対話の場をやらせていただいておりますけれども、毎回その結果を町、村の皆様に、A4 縦一、二枚のチラシをつくってご報告しているんですけども、その中で、もちろん説明した内容も書いていますが、こういった意見がございましたということも書いてありますので、それをこの報告書の別添

の中に含ませたということでございます。

少しちょっと時間が延びましたが、以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ここで本日欠席の吉田委員より、事前に意見書をいただいておりますので、事務局より読み上げをお願いしたいと思います。

○横手課長

資料6をご覧ください。吉田委員のほうからは、大きく3点コメントをいただいております。

まず一つ目、「文献調査報告書（案）への地層処分技術WGからの評価と対応するNUMO修正方針について」に対しまして、技術ワーキングからの技術的個別意見に対する修正方針については、適切に対応されていると判断します。

また、技術ワーキングの意見取りまとめの②部分にもある概要調査段階において、処分地として適さない地点を積極的に排除していくスタンスについて、文献調査報告書全体を通底する考え方として示しておくべきであるという点を事前説明時に指摘しましたが、この点について「はじめに」に明記されたことは評価できると考えますということです。

また、関連して三つ目、「そのほか：科学的特性マップの「シルバー」部分の取り扱いについて」ということに対しまして、「前回の小委員会の最後の段で議論となった部分ですが、今回は特に議題には入っておりませんが、再度議論になることもあるかと想定して意見として示しておきます。今回、玄海町でのシルバー（科学的特性マップの「好ましくない特性があると推定される」部分）でも文献調査が行われることになったことについて、科学的特性マップの精度は非常にラフなため、文献調査を行うにあたって「処分地として適さない地点を積極的に排除していく」ために実施する、ということを明確に示すことが大事かと考えます。これは、将来的にもしグリーンの地域が選定されたとしても同様に、文献調査において適さない地点が確認された場合には「積極的に排除する」ということでもあり、それによって科学的特性マップ～文献調査～概要調査への一連の技術的整合性（一貫性）が維持でき、より信頼性が得られるのではないかと考える次第です。」ということです。

また、次の議題の件になりますけれども、ここで合わせて紹介させていただきますが、二つ目ということで、「対話活動の振り返りについて」、「これまでの第三者委員の意見も踏まえつつ実施してきた対話活動の振り返りについて、小委員会からの意見／コメントも再度考慮、反映させ、地域市民の方々へのお詫びも含め「振り返り」がなされていると思います。この「振り返り」で得た反省点やスキルを玄海町でのコミュニケーションに有効に活用されることを願います。」という御意見でした。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの徳永委員、NUMOからの説明及び吉田委員から提出いただいた意見書を踏まえまして、ご質問、ご発言を希望される場合について、会場の方はネームプレートを立てていただき、リモート参加の方は手を挙げる機能にて発言表明をしていただけるようお願いいたします。

ご発言は、お一人当たり3分を目途として、順次こちらからお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。ご意見を頂戴できれば。

では、寿楽委員、どうぞ。

○寿楽委員

ありがとうございます。ご報告ありがとうございます。

今日も徳永先生からご言及がありましたけれども、以前の審議でも報告されていたように、この文献調査に関しては、法令から評価の考え方に落とし込むときに、科学的・技術的な事情から、不適な事項が間違いなく存在しないということを直接に確認するのは困難であるので、明らかに不適であることを示す事項が認められないかどうかをまずは確認するということで、要件を具体化したと思います。

これはもちろん、やむを得ないことであることはよく承知しておりますけれども、関係地域や広く社会から見ると、法令で定める条件を緩和したように映るニュアンスがあるというのは、もうかねてから指摘してきたことでありまして、したがって、後段の調査段階を含めたこの候補地選定のプロセスの全体として、安全性の確保を重視した選定が確実に進められるということを、何らか別な形も含めて強く担保し直す必要が生じているんだと思います。

これは今回の寿都町、神恵内村の調査の結果だけではなくて、ほかの調査地域も含めたプロセス全体の明快さを保って、広く納得と支持を得る上で、極めて重要だと考えています。

また、前回の会議でも指摘しましたし、今、吉田委員からのご意見書にもありましたけれども、この特性マップによる適性区分の提示と文献調査の関係というのが非常に分かりにくくなっているなというのが私の受け止めです。今回の報告書においても、特性マップにおいて好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域、いわゆるグリーンの特性区分であるということを根拠として、両町村は調査の実施見込みがあるというふうに前段で結論づけて、その後、後段、具体的には各項目についての調査結果が記されていると思います。

対して、今般の佐賀県玄海町では、全域がこのマップで好ましくない特性があると推定される地域のうちのいわゆるシルバーの特性区分の地域であるにもかかわらず、国からの申入れを行って、その受諾によって文献調査地域が開始となっているということで、この関係性はやはり非常に素直には読み取れなくなっていると思います。今回の報告書の論理を素直に受け取ってしまうと、マップでの色分けがシルバーやオレンジというのは適性が低いと推定されるわけですから、だとすると、調査の実施の見込みがないというふうになるのではないかという受け止めも出てくるのではないかと感じます。

こうしたことを踏まえますと、前回も徳永委員から補足でご説明いただきましたし、今回もまたご説明いただきました。さらに吉田委員からのご意見にもありましたけれども、まずこの特性マップにおける色分けの趣旨、これを改めてよく明快にご説明いただきたい。また、それと文献調査の関係について、改めて原則的にどういう考え方で国やNUMOは臨んでいるのかということを明らかにしていただくと。

それから、今後、概要調査以降も含めた各段階の調査において不適な条件が明らかになった場合には、積極的、また確実に排除するのだという今回のご報告にもあった内容を、国やNUMOが何らか明確に担保、確約する必要があると思います。何か裏づけとなるようなガイドラインや原則を、今回の技術ワーキングでのご意見を踏まえて新たに定めるであるとか、原子力規制委員会に意見を照会して何かコメントをもらうであるとか、あるいはこれも前から申し上げていますが、ずっと止まったままになっている原子力委員会による定期的な第三者評価、これを再開して、その中で適切性についてご検討いただく等、今後、安全性の確保を最重視した適切な選定が進められていくんだということをより確実に担保されて、信頼につながるような措置を早急に講じていただきたいと考えます。

こういう措置を早期に手厚く講じられるかどうかということで、今後、両町村、北海道でこの文献調査結果を踏まえて概要調査を受け入れられるのかどうかをご判断になる上でも、大きな意味を持つとも考えますので、何らかきちんとした形で対応されることを強く望みます。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

ほかにご意見はございますか。挙手いただければと思います。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

ご説明ありがとうございました。

まず、技術ワーキングにおいて非常に詳細に検討されまして、それに基づいて修正がなされたという点について、特にワーキングの先生方には本当に感謝申し上げたいというふうに思います。考え方も非常に適切なものでありまして、NUMOもそれに基づいて修正を行っていただいたというふうに理解いたしました。

ただ、1点もう少し詳細を教えてくださいたい部分がございます、資料5の12ページの火山噴火の影響というところです。ワーキングのご説明のところで、それからNUMOの対応のところで、若干考え方に違いがあるのかなとお伺いいたしました。この点、もう少しご説明をお願いできればと考えております。

○高橋委員長

どうもありがとうございます。

オンラインで長谷部委員と八木委員が挙げておられますので、まず長谷部委員、お願いし

たいと思います。

○長谷部委員

ありがとうございました。

私自身は技術ワーキングにも参加しておりますので、今回のワーキングからの提案及びNUMOさんからのご返答ということに関しては、先から承知していることなのですが、まだやっぱり、いつもこだわっているんですけど、吉田委員や寿楽委員からもコメントがありましたとおり、科学的特性マップの取扱いに関して、その記述に関してはやっぱり慎重にしたほうがいいと、常々言っていることなんですけれども、まだちょっと思っております。

また、二つ目としまして、一般の方に周知することに関し、資料5の9ページ目で、別の資料、パンフレットですとかスライド資料などを活用するというようなことを提案されていて、それがやっぱり分かりやすさにとってはいいなと思っております。

その際に、徳永先生が示されました資料の12ページのところに、白黒の棒で示するような情報がありましたけれども、やっぱり私、これがすごく分かりやすいと思っております、一般の方にもちゃんと文献調査データがあって、白だと、あるいはないから分からないというのが示されるような、そういうパンフレットをぜひつくって、周知に活用していただけたらと思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員、お願いします。

○八木委員

八木です。ワーキングの先生方、ご苦労さまでした。

幾つかコメントがあるんですけど、まず1点目は報告書本体の分かりやすさというところなんですけれども、ワーキングのほうでは、もう少し報告書本体を分かりやすくするべきだというふうなご意見もあったようですが、私は今回NUMOからご説明があったように、報告書そのものというのはやっぱり技術的正確性が求められるものですので、まずはそれをきっちりと書くと。地域の皆様のご説明に当たっては、別途何らかの資料ないしを提示して、そこを棲み分けるという方針が望ましいのではないかなというふうに考えています。

この分かりやすさというものを、もう少し解像度を上げて考えていただきたいという部分があって、どうしてもこういう技術的な報告書って分かりにくいというふうな指摘が出るんですけども、一般の方と設定されている人の中にも、当然技術的な知識をお持ちの方もたくさんいらっしゃるでしょうし、一方で、本当に初歩的なレベルから説明してほしい方もいると思うので、やっぱりそこは単純に一般イコール分かりやすいではなくて、ちゃんと技術的なものが読めるというふうな報告書本体と、その説明資料というものを分けるときの捉え方ということが、もうちょっと精査が必要ではないかなというふうに思っています。

これは今ダイレクトに言及されていませんけれども、多分分かりやすい、分かりにくいと

いうふうな評価というものは、本当に寿都町とか神恵内村とか、もしくは北海道内に行って、このものについてより関心を持っている人というのは、やはり多少分かりにくくても頑張っ
て読むという意味で、分かりにくいという評価のハードルがちょっと下がるところがあり
ますし、一方で、全国に知らしめていくときというか、いろいろな形で説明されるときに
は、やっぱりもっと簡便に分かりやすくしないと通じないみたいなのところもあると思うので、
もう少しこの先で結構ですので、そこをご検討を進めていただければというふうに思っ
ています。

あとは、分かりやすさということにもう少しコメントを付け加えたいと思うんですけれ
ども、今回のいろいろなワーキングでの議論を経て、やっぱり概要調査に進んだときには具
体的に何がなされるのかとか、もしくは処分地として適さない地点があったときに積極的
にそれを排除するというふうな内容がちゃんと書き込まれたことによって、この報告書が
示すことが何であるかということが分かりやすくなっている部分があると思うので、やは
りこの先、この文献調査報告の結果がどういうふうに使われていくのかということがもっ
とクリアに示されることで、分かりやすさというところは1歩進めることができるのでは
ないかなというふうに感じています。

あと3点目、最後になるんですけれども、寿楽委員と長谷部委員からもご指摘がありまし
たけれども、やはり科学的特性マップにおける、特に現状であるグレーの部分の取扱いとい
うことについては、もう少し議論が必要ではないかというか、慎重に検討するべきだとい
うふうに考えています。

それは、やはり推進する側からすると、当然黒でなければ、駄目でなければ調査をする
というスタンスであることは理解するんですけれども、一方で寿都町、神恵内村でも示唆され
ているように、文献調査が始まること自体が、地域の中のいろいろな皆さんの人間関係だっ
たり、いろいろなものに影響を与えるふうな効果を持つので、そのときに黒ではないから進
めますというふうな言い方が本当に適切かどうかということについては、吟味が必要とい
うふうに考えます。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、三井田委員、お願いします。

○三井田委員

三井田です。

技術ワーキングの先生方、お疲れさまでした。概ね話し合って修正に至っている経緯とか
をご説明いただいて、私としては理解して、評価しているところです。

ただ、何人かの先生がおっしゃってくれた科学的特性マップに関して、私の理解が少しず
れているのかも分かりませんが、ちょっと技術的な観点だけではなくて、科学的特性マップ
の作成意図と特性みたいなものがもうちょっと詳しく説明されることで、要らぬ誤解を生

まないこともあるのかなと思うので、その辺は何か上手に表現していただけるといいのかなというふうに思います。

それから、八木先生もおっしゃった分かりやすい資料づくりという部分で、紙ベースでは難しいのかも分からないんですけど、ウェブ上というかデータ上で見たときに、概要というか要約の部分からいろいろなところで詳しく知りたい人は、その項目からどんどん深掘りでリンクしていけるような資料みたいな形がつくると、まずはさわりで見て、自分の中で気になったこと、詳しく知りたいことというのが、きちんと最後の詳細まで深掘りでリンクできるという形の資料をつくっていただけると、紙で開いているのはなかなか難しいと思うんですけど、そういった形も一つ、選択肢としてはあるかなというふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

概要調査に向けた考え方に関して、1点だけちょっと確認したいと思います。

資料5の16ページの文言ですね。地層の著しい変動などの広域的な現象は、許容リスク内であることの確認が難しいものも含めて、その影響が及ぶ範囲を概要調査段階で対象地層等から除外すると説明しているんですけども、このイメージするところは、活断層について、地上で確認が困難なものであっても、危険が少しでもあれば地層処分の対象から除外するみたいな意味なのかということですね。あと、影響が及ぶ範囲というのは、これは技術ワーキングでも、また声明の呼びかけ人のところでも議論されましたけれども、熊本地震ですとか能登半島地震などの最新の知見で明らかになった地盤のずれなどの影響が及ぶ範囲という意味なのでしょうか。その辺りの基準や定義というのを確認したいと思います。

あと、次に地学研究者の声明、審議報告についてお伺いしたいんですけども、前回の小委員会で、私を含めて複数の委員から、この審議報告内容を地域での議論に活用したほうがいいのではないかとか、そういう意見が出たんですけども、それに対する回答がないので、ちょっとお願いしたいと思います。

あと、今回で報告書の審議が実質終了して、報告書が完成するのかなと把握していますけれども、私が以前から紹介してきたとおり、北海道の多くの市民団体から地層処分に批判的な専門家も含めて、もっと徹底的に議論を尽くせと、経産省へ要請書が提出されていました。しかし、それに十分応答せず、審議が終了に向かっている印象がありまして、残念に思っています。それに対する補完措置という意味でも、報告書の公告後に開催される説明会ですね、そこでは、報告書の説明だけでなく、声明審議報告の経緯ですとか内容、また、呼びかけ人3人が審議報告に対して示された見解なども含めて説明していただきたいというふうに思っております。それに対して回答をお願いしたいと思います。

あと最後に、資料5の26ページ、地域における対話の結果の追記についてですけども、

NUMOは住民に配布した資料一覧を添付するという形ですけれども、私は、ちょっとこれでは不十分なのではないかなという印象です。住民に配布した資料というのは、NUMOの広報誌に過ぎないというところがあるので、やはりせっかく現在振り返り作業をしているのですから、その中の何らかの用途ですね、例えば基本方針やNUMOの五つの方針に従って、ちゃんと調査の運営ができたか第三者専門家に聞いて、その評価を盛り込むですとか、そういうような何らかの振り返りの議論を、この報告書にも反映するというような工夫が必要なのではないかというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

では、徳永委員、NUMO、必要に応じて資源エネルギー庁から、ご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○徳永委員

ご意見の多くは、NUMOさん、それから事務局に対してということだと理解しました。

科学的特性マップについては、私、前回の小委員会で私の所見を申し上げ、寿楽委員にも一定の理解をいただいたということかなと思いました。

もう一点、八木委員からご指摘があった分かりやすさ、確かにお話を伺って、分かりやすさという表現で今回の取りまとめをしたことが、やや適切ではなかったのかもしれないという気がします。八木委員がおっしゃったように、文献調査報告書自体は、やっぱり技術的にきちんとしたものであるべきであるというような意見もワーキングでございました。その辺りの議論の中、NUMOさんが別資料として適切なものをご準備いただくというような表明をしていただいていた、それはワーキンググループとしても受け入れているということでございます。

表現の仕方の問題があるのかなという気はしますが、例えば、あった意見の事例として説明しますと、我々が最も申し上げたかったことは、資料3の15ページの第1回技術WGの一番下のところにあるところで、調査報告の内容をいかに社会に示していくかは今後も継続して検討しないといけないということだと思います。そこには、やっぱり技術的な正確さを持った資料を確実につくるということと、社会の方々によく理解していただくという意味でのその内容を、技術的には正しいということをベースにしながらつくっていくというようなことも合わせて、調査報告の内容を社会にどのように示していくかということをNUMOさんにお考えいただきたいということだと思います。

したがって、八木委員がおっしゃっていることと技術ワーキングで議論したこととが乖離しているということではないというのが、私の理解でございます。

私からは以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、NUMOのほうからお願いします。

○兵藤技術部長

ありがとうございます。

まず、マップの関係で何人かの先生からいただきましたけれども、ご指摘を受けまして、今回の本文の最初のほうですね。そこに文献調査を開始するに当たっての調査の実施見込みというのを確認しますというのを書いているところがございますが、そこでのマップの位置づけをもう少し明確に書いたというところがございます。

ただ、おっしゃられるようになかなか分かりづらいところがあるかと思いますので、今後マップの位置づけとか、そういったことの説明について、もう少し工夫していくということを考えていきたいと思います。

それから、やはり何人かいただいていますけど、積極的に排除するということをきちんと言ってくださいとのお話ですけども、こちらは、今回先ほどもご説明いたしましたが、本文、要約書の「はじめに」のところに、そういった概要調査の段階だけではなくて、段階的にこうやって排除していくんだというようなことを書かせていただいております。これだけに留まらず、ここもそういったところをきちんと考え方を説明するというような工夫をしていきたいと思います。

それに関連して、長谷部先生のから、資料3の12ページのグラフの白黒、グレーとか、そちらを分かりやすさの観点でも入れたほうがいいという話がありましたが、これは別の資料のほうでも、こういった図を入れたものを今考えているところであります。

あと大きいところは、伊藤委員の資料5の12ページのところで、雷電山とか磯谷溶岩といったところは赤の丸で示していますが、これは火山の関係で、避ける場所というところまで行かなかったんですけど、可能性があるので、次の調査に向けて留意しておきましょうということで、こういうふうに示しております。

火山の基準は、(ア)というのが、そういったマグマが出てきた後とか、そういうところは避けましょう。(イ)というのが、そこを中心に火山が噴いたのであれば、そこから15kmを避けましょう。(ウ)というのが、新たな火山の可能性があれば避けましょう。それは低周波地震ですけど、ちょっと話を15kmに絞って言いますと、雷電山とか磯谷溶岩がもし中心で、ここから火山が噴いたというのが確認できれば、ここから15kmの線が引かれるから、範囲が広いから、そういうことを示したほうがいいのではないかというようなご意見をいただいております。

こちらの意見としまして、これはまとめの図ということもございますので、結局そこはまだ確定しておりません。概要調査に行ったら年代を調べるだけではなくて、本当にそこを中心に噴いたのか、単によそから飛んできた火山岩がそこに乗っているだけではないかというような可能性もありますので、まだそういう状態でありますので、描画をするというのはなかなか慎重にならざるを得ないということで、その図の左側にあるように、若干まわりく

どいかもかもしれませんが、基準（イ）（ウ）に該当した場合は、その影響範囲が広いというふうに説明したということで、さらに言うと、次のページの添付資料になりますが、この磯谷溶岩というのは九つのブロックのどのブロックにも書かれているので、該当したら全部に影響があるというのは、こちらのほうでは示しているというような状況でございます。こちらはそういったところでございます。

それから、高野委員の16ページですか、こちらの確認が難しいものも含めて除外、こちらをもう少しということで、これは次のページでもちょっとお示ししていましたが、対象地層等を選ぶというのは考え方があります。その概要調査地区の中にある断層を綿密に調べるということではなくて、次の段階の精密調査は地下調査坑道を使って調べるんですが、それはある程度狭い範囲になります。そこを選んでいくということで、だから、断層があればそこを外した上でそういった場所を調べると。どうしても外せないのであれば、きちんと調べて、白であることを確認して、そこを決めていく。ですから、離れていけばそんなに調査しないかもしれません。そういった意味も含めて外していると、確認が難しいものも含めて外してきていることでございます。

それから、影響が及ぶ範囲、これがだからどれぐらいかということですけど、これは文献調査段階の基準の議論のときもありましたが、例えば今回の断層のところでは、透水性のところは、これは設計とも絡んでくるのですが、今回はそこまでできないので、次の段階に回しましょうというお話をさせていただきます。

ですので、法律でいう著しい変動ですね。要は立地でないと避けられない、対応できないものを避けていくということですが、ここは次の概要調査段階に入ったときに評価の考え方、そういった議論があれば、そこでもう少し考えていく。何から何まで避けるということではなくて、工学的対応とか、そういうことで対応できるのであれば、そこは許容するといったことが出てくるのではないかと思います。

それから、声明に対してワーキングでご議論があったことに対して、地域の皆様等にとのお話だったと思いますけれども、参考人で岡村先生がワーキングに出席されましたけれども、岡村先生をお呼びして、昨年の11月にシンポジウムというのを開催させていただいておりますけれども、そういったことも今までやらせていただいておりますが、そういったことも含めてどうするかというのを、今後考えていきたいと思います。

何か抜けがございますでしょうか。よろしいですか。

○高橋委員長

よろしいですか。じゃあ、資源エネルギー庁、お願いします。

○植田理事

すみません、NUMOから補足をさせていただきます。植田です。

高野委員からお話がありました、最後のところです。ご指摘がございましたが、慎重なご意見を今後どう反映していくのか。対話の場というお話もあったかと思います。この点につきましては、私どもはこの報告書、技術的な問題だけではなくて、やはり寿都町、神恵内

村だけではなくて、新しいところも含めた形で留意事項集ということで、その中身をこういうふうに取りまとめましたということをご報告するつもりではありますが、どういうふうやっていくかということに関しては、これから検討していきたいと思っております。ただ、ご地元の方々にはしっかりとご説明をさせていただこうと考えてございます。

それと対話の場の振り返りの経緯だとか、そういったことをしっかり報告書に載せるべきではないかというご指摘でございますけれども、こちらに関しましては、報告書自体が技術的な評価等々の報告書になってございますので、そこはこれから私どもが後ほどご説明させていただく内容に入ってくると思いますけれども、振り返りの経緯ということも含めて、留意事項集のほうに入れさせていただいて、なおかつあったことというよりも、あったことを踏まえて、次はどう生かしていくんだというような観点で取りまとめさせていただいておりますので、そこで皆様方にしっかりお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。すみません、失礼しました。

○高橋委員長

どうも。

じゃあ、資源エネルギー庁、お願いします。

○横手課長

ご意見をありがとうございました。

まず特性マップに関して、寿楽先生、長谷部先生、八木先生、三井田先生からご意見を頂戴したと思っておりますが、もともとオレンジ、シルバー、グリーン、濃いグリーンということで、4色に分けている。それはすなわちその4色の中で段差があるということでありまして、グレーだからすぐさまそれは問題だという話ではないというところは、本来そういうものなんですけれども、確かにマップの表示の仕方であるとか、その説明というところで、十分意図が伝わっていないというところはあると思いますので、我々の説明ぶりというのはまた考えていかなければいけないと思っています。

ただ、まさにその鉱物のところというのが、例えば今回の資料3の5ページ目をご覧くださいと、寿都町の文献調査報告書の評価をするに当たって、この鉱物資源のところ、下側ですけれども、実は議論になっています。

第2回技術ワーキングのほうで、ここは寿都鉱山があって、そこに硫化鉄鉱があるわけですが、これは資源学会の先生からすると、現在では経済的価値が取れないため、あまり考慮する必要はないのではないかと。例えば、これは専門的に見ると、こういうご意見も出てくるものであったりもします。なので、別にだからといって、この寿都鉱山について完全に無視でいいかどうかというのは、これからの調査次第なんだと思いますけれども、こういう形で、実際にそこに鉱山があったとしても、現在の価値等々で考えたときに、その開発可能性というのは変わってくるというものでありますので、こういったところも含めて、しっかりと説明していかなければいけないということだと思っています。

その上で、寿楽先生のほうから、まさに概要以降で積極的に排除していくところを、

こういうスタンスを何らかガイドライン等々で担保するなり、原子力規制委員会という名前も出てきましたけれども、いずれにしろ何らかそういうのを担保しておくべきではないのかというご指摘を頂戴しました。

まずは、少なくとも現時点においては、文献調査段階の評価の考え方も然りですし、今回の文献調査報告書でも、こういう排除していくというスタンスを明確に記載させていただいたというところでありまして、まずは足元はこれでやっていくということだと思っていますし、その上で、こういったものをどういうふうに担保していく方法があるのかというのは、引き続きご意見も踏まえて考えていきたいと思っています。

あと高野委員から、ご提言いただいた専門家の方々、これは地層処分技術ワーキングにお呼びをして、ご意見を伺ったり質疑をしたということですが、それが不十分であったというご意見を頂戴したのは事実だと思っています。

その上で、高野委員のほうからは、まさにこれを今後の地域の説明等々にしっかりと、こういった意見があるということも含めて紹介していくべきだし、そのやり方はともかくとしてというご意見だと思いますし、それはもちろん対話の場というのは、自治体の方々とも相談しながらという形にはなりますけれども、そういう多様な意見というのをしっかりと取り上げていくということそのものが極めて重要だと、思っていますので、今後NUMOさん、また寿都町、神恵内村ともいろいろとご相談させていただきながら、考えていきたいと思っています。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

何か追加でご意見はございますか。

○高野委員

では、簡単に。

○高橋委員長

どうぞ。

○高野委員

最後の植田さんの回答なんですけれども、このNUMOの資料5の26ページですね。そのところで、鈴木知事が対話の場とかがあって、いろいろな意見も出ているというところで、何となくそれに合わせて、地域から様々な意見が寄せられていると、ただ単に表記しているようなところが見受けられるので、何かその辺がちょっと物足りないなと。そういうような意見があるので、それをちゃんと検証するために振り返りをしたんですよということもちゃんと書いて、文献調査報告書を読む人が、こういう振り返りも作業しているんだなと、そしてそういう報告書がまとめられたんだなということも報告書でちゃんと分かるような形の記述にしてほしいというのが、さっきのニュアンスでした。

○高橋委員長

いかがでしょう。

○植田理事

ありがとうございます。また検討させていただきたいと思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、文献調査報告書（案）への文献調査段階の評価の考え方の反映状況に関する技術的・専門的観点からの評価及びNUMOを作成する文献調査報告書（案）の修正方針に関する技術的・専門的観点からの評価について、地層処分技術ワーキンググループ及び本日の小委員会においても、一定の議論をしていただいたというふうに考えております。

文献調査報告書の作成主体はNUMOとなりますが、NUMOにおかれましては、今回の議論を文献調査報告書の取りまとめにぜひ生かしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、二つ目の議題に移りたいと思います。対話活動の振り返りにつきまして、NUMOからご説明を頂戴したいと思います。

○植田理事

NUMOの植田でございます。

それでは、資料7、8です。

まず最初にでございますが、資料7に関しまして、寿都町でのインタビューにご協力いただきました町民の皆様へということで、資料をつけさせていただいています。

こちら、すみません、読み上げさせていただきますが、前回第4回小委員会におきまして、高野委員からご指摘がありました「聞き取り調査の過程で生じた問題等」につきまして、前回、私ども機構から回答書としてご報告させていただきました。

しかしながら、今回、改めて一つ一つのご意見をもう一度再確認いたしまして、「住民の皆様意思を尊重しながら、安心した環境で聞き取りを進めるとしたルールに沿っていたかどうか」という、こういう点につきまして、寄り添っていたのかというところについて見直しをしていったところ、やはりこれは不誠実で不十分な面があったというふうな認識に至っております。

また、「退会会員の方への退会理由を尋ねなかった件」というのを改めて確認したところ、インタビュー用の質問票を整える際に、当該項目に転記ミスがありまして、最終的に質問項目として実施できなかったという事実が新たに判明しております。

この件につきましては、そもそもこの第4回の前に、NUMOとして不備があったのではないか、不適切だったのではないかとというときにしっかりと調査をしていれば、そのときに一緒に報告できたはずのものです。これが私どもとしては手落ちであったと思っております。後づけになってしまっていて、後からこういうようなことが出てくるというのは、誠に申し訳ないと思っております。

そういったことも含めまして、インタビューにご協力いただいた町民の皆様におかれま

しては、経験・教訓を新たな文献調査地域に生かすという、振り返りの目的に十分ご納得がいかないまま、場合によっては忸怩たる思いの中で、やむを得ず協力くださったということにもかかわらず、進め方に不備を生じさせてしまったと。調査の実施主体の責任として、深くお詫び申し上げたいと思っております。

今後、地域の皆様にご協力を新たにお願ひする際は、書面等で内容をしっかり確認する等の改善を図るとともに、地域の皆様のご不安やご懸念にしっかりと寄り添いながら、十分に配慮していきたいと思っております。

今回いただいた貴重なご意見の数々を、今後の寿都町、神恵内村はもちろんそうなのですが、新たな対話活動等にも生かしていきたいと思っております。

次のページですが、次のページのところには、「再確認した主なご意見と回答」ということで、簡単にご説明、内容を報告させていただきます。

最初に1. としまして、インタビュー役の選択肢の不提示ということで、前回、事実確認を行った際に、提示の記憶がない方がいらっしゃったということで確認ができたんですが、NUMOとしてはアポ取りの際に提示を行ったと申し上げたんですけれども、十分に内容をお伝えできていなかったと、結果としてお伝えできていなかったという点において、やはり説明不足であったと認識しております。

二つ目としまして、第三者専門家の陪席についての確認や説明不足ということです。事前告知のない専門家の陪席等に関しまして、意見書を受けて事実確認を行った際に、私どもとしては、事実確認、インタビュー当日の説明を行ったと回答いたしましたけれども、しかしながら十分に内容をお伝えできていない結果になったということは事実でありますので、この点についても説明不足であり、ご意見を寄せていただいた住民の方には、深く陳謝を申し上げたいと思っております。

3番目としまして、インタビュー時の住民の回答への介入ということです。NUMOから介入があったのではないかとということに対して、職員が事前に質問票を読み上げて、その質問に対して自由に回答する形式で進めてきたと申し上げたんですけれども、職員の応答が住民の方に介入感を感じさせてしまったという点に関して、これはどういう形であろうとも、私どもがそういうふうに、いや、違うのではないかと考えていても、受け取った方にそういうふうに思わせてしまったということに関して、配慮が不十分であったと思いますし、そこに関して深く陳謝申し上げたいと思っています。

最後の四つ目ですが、退会理由を尋ねなかったこと、これは今回発覚したところでございますけれども、インタビューの質問票を整える際に転記ミスがありまして、これは全く私どものミスだったということで、お詫び申し上げたいと思っております。

以上、改めて、不適切なことがあったことに関してお詫び申し上げたいということでございます。

続きまして、資料8です。

地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集についてということで、これまで委員の皆

様方にご意見を頂戴させていただいたものを修正したということで、報告させていただきます。

次のページをお願いいたします。

このページには項目がございますけれども、一番下のとりまとめというところがございます。ここは以前、本体まとめ案としてございましたけれども、これは留意事項を集約したということで、留意事項集と記載を変更しています。

次のページをお願いいたします。

これまでいただいた主なご意見と、それに対する対応ということでございます。①、②、③、④ですが、①の場の設置や支援する主体についてということで、これは必ずしもNUMOありきではないはずだよねということで、主語をしっかりと区別して表記する必要があるということで、ページが飛びますが、5ページから7ページのところに記載しています。これにつきましては、それぞれNUMO以外も主体となり得るということを区別して記載しています。

3ページに戻っていただきまして、②でございます。基本となるひな形についてです。

最初の矢羽のところがございますが、ひな形によっては例示が不適切なものがある。こちらにつきましては、人口規模等によっては、必ずしも当てはまるものはないということで、二つ目のところに、全てのひな形でアウトプットを出すことが可能であるということで、これ、ひな形一覧の下に追記をさせていただいています。

詳細につきましては、8ページと9ページのほうをご覧くださいと思います。8ページのほうにひな形の部分修正、あと共通するアウトプットの記載、9ページのところに冒頭に下記の内容を追記、あと下記の内容を追加したということでございます。

また3ページに戻っていただきます。留意事項集のとりまとめ方法についてです。

こちらにつきましては、とりまとめはこの先も改定すべき留意事項として位置づけるべきだということです。知見を一般化して記述すべきだとかということで、ご意見をいただいております。

ここににつきまして、10ページをご覧くださいと思います。

10ページのほうに、いただいた意見を反映すべく記載してございますが、基本的には対話の場自体、寿都町、神恵内村においては、今も現在進行形で進んでおります。また、新たなところが出てきた自治体に対してもしっかりと反映できていくように、留意事項等を、これを踏まえて育てていくものとして位置づけていきたいと思っております。

したがって、「おわりに」にも明記させていただいています。フォローアップを実施して、新たな知見として整理していく、こういうまとめ方をしています。

また3ページに戻っていただきます。

最後の④です。場の設置を検討する地域の主体への伝え方ということです。読み手が誰か分かりにくく、どういうふうに伝えたいのかははっきりしないということですが、これはNUMOから住民、自治体に対して伝えていくということですが、11ページ目をご覧ください

たいと思います。

11 ページ目に記載してはありますが、真ん中辺り、国の基本方針、これにのっとった形で関係住民及び関係地方公共団体に対して、しっかりとお伝えしていく。その中身については、対話の場として、対話する機会、ステージをつくっていくことの有用性を示す。また、活動内容の可能性を具体的に示す。これまでもご指摘いただいているように、多様な声をどうやって汲み上げていくのかということを明確に示していく。そういった意味で、一番下のところに書いてありますが、三つの重要なポイントとしまして、1. としまして、地域にとって開かれた場になっているか。納得感が得られるような場であったり、そういうプロセスがしっかりできているのかということ。2. として多様性の観点を考慮に入れているか。これは参加者が偏りのある構成となっていないか。3. としまして、提供する情報のバランスは工夫されているか。これは非常に大きなところだと思いますが、NUMOからだけの一面的な情報提供になっていないか、この辺をしっかりと踏まえて、よりよいものにしていくようにお伝えしていく。こういう形で留意事項集のほうをまとめさせていただきました。

留意事項集のほうは、別添としてつけさせていただいております。

以上でございます。

○高橋委員長

それでは次に、本小委員会に寄せられた要望書を踏まえまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○横手課長

本日、参考資料5として添付させていただいておりますが、核のごみに関する対話を考える市民プロジェクトという団体から、対話活動の在り方や、その振り返りについてのご要望等をいただいております。

この団体は北海道に拠点を置かれていて、かつ寿都町の3名の住民からもインタビューされて、この要望書等をまとめられているということで、本小委員会の審議内容とも牽連性が高いものですから、今回ご紹介をさせていただく次第です。

その上で、ご要望としては、対話活動が地域社会にどのような影響を与えたのか、特に地域の分断という観点で検証してほしいとのご意見をいただいております。

加えて、当省に対するご質問事項として、最終処分法の基本方針に記載の適切な情報提供とは、それから関係住民の意見が最終処分事業に反映されるとは、それから、地域の主体的な合意形成が図れるとは、ということで、三つのご質問をいただいているところであります。

まず、このご質問の点について、解釈が明文化されているわけではありませんが、私なりにお答えできればと思いますが、まずこの最終処分事業、これは調査・操業段階だけでも100年近くに及ぶ長期の事業でありまして、その実現に向けては地域の方々のご理解を得ていくこと、これが不可欠だろうと思います。このため、法律上は、文献調査報告書をまとめた後に、地域での説明会等の理解活動の法定プロセスを進めていくという形になっておりますけれども、我々は今、むしろ調査自体も対話活動の一環と捉えまして、関係住民の意見が

事業に反映され、地域の主体的な合意形成が図られるよう、自治体が主催者となる形での対話の場、これを設けさせていただいたということでもあります。

ただ、こうした取組を通じて、地域の皆様が納得できる結論が出るのが理想ではありませんけれども、なかなかその際、完全な合意形成であるとか、完璧な対話というのは極めて難しいものでありまして、やはり納得感が少しでも高まるように取り組んでいくということかなと思ってございます。

また、同じように適切な情報提供という点も、この「適切な」を因数分解していくと、必要なときに、必要な情報を、公平な形で、丁寧に分かりやすくなどなど、様々な要素に分解されると思いますが、例えば先ほど八木委員のご意見にもあったように、分かりやすさ一つとってみても、情報の受け手の方々それぞれに異なるということを踏まえたと、やはり適切な情報提供ということは簡単なものではないと思っていますが、受け手の皆様に寄り添いながら、少しでも納得感につながるように考えていくということなのかなと思っています。

そういった意味で、今回の対話の場には、不十分な面もあったのだと思います。だからこそ、本小委員会において、振り返りについて検討を行ったのでありまして、今回の反省を今後の改善につなげていくということが極めて重要なんだろうと思っています。そして、また、しかるべきタイミングで振り返る。

地域の分断についての検証という点は、正直申し上げて、これは当事者でもある国やNUMOが行うことが適切だとは思いませんけれども、今後まさにこういうパブリックインボルブメントであるとか、パブリックコミュニケーションであるとか、そうした観点での学術的な分析もなされていくこともあろうかと思っていますので、そうした分析についても、今後の取組には生かしていきたいと思っています。

先ほど育てていくという話がありましたように、対話活動とは不断に改善を続けていく性格のものなのだと思います。国としても、今回の振り返りを踏まえながら、本事業の必要性についてご理解いただけるよう取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのNUMO及び資源エネルギー庁からの説明及び先ほどご紹介いただいた吉田委員からの意見も踏まえまして、ご質問、ご発言を希望する場合については、先ほどと同様に発言表明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、三井田委員、よろしくお願いします。

○三井田委員

三井田です。ちょっと私、次の時間の関係もあって、早々にちょっと言い放しで終わるかも知れませんが、失礼いたします。

NUMOさんの振り返りというかで、いろいろな形の、特にネガティブな意見に関しての

留意事項として、反省し、改善して、今後に生かしていくという姿勢を示してくださったことに関しては、私は評価したいと思っています。

特に前回あたりからいろんな形で、ネガティブな意見の部分に関してのとりまえもあると思うんですけど、忘れてはいけないのは、評価している方もいらっしゃるって、そこに関して評価する・しない人数などのバランス構成比というか、評価されていることに関しても、また評価をしなければいけないと思っているので、NUMOさんに関しては、もちろんいろんな形の意見があると思うんですけども、変わらず進めること、反省して改善することは引き続き取り組んでいただきたいと思います。

あと、ちょっと私の個人的な意見になって恐縮ですけども、この小委員会への要望書でもあった「地域の分断」という言葉がよく出てくるわけですが、私も原子力立地地域に暮らしている中で、そういった発言を耳にするんですけども、大きな社会問題で賛否ある場合は、どうしても意見の対立はあると思います。ですが、その分断を生んでしまう地域にならないようにするのは、それぞれの住民がいかに関わる意見を、排他的にならずに許容できるかという寛容性が大事だと思っているので、私たち一人一人が、そういった形で取り組んでいくべきことなのかなと思います。決して分断を起こすからといって、社会問題を遠ざければ正解というわけではないというのは、私は個人的に思っているところです。

最後に、ちょっとエネ庁様にお願いというかなんですが、いろんな形で、多分この小委員会に関して、大きな議題ですから、日々いろんな意見が事務局に寄せられていると思うんですけども、当然その中で取り上げるべきもの、取り上げないものとしてエネ庁さん、事務局で処理している、精査してくださっていると思うんですけど、いろんな形でそれを引き続きやっていただきたいですし、今回の要望書に関しては該当者数が3名ということで、参画された方の数から考えると、個人的にはサンプル数としてどのぐらい検証が必要なのかなという思いもあります。その辺も含めて検証が必要ということであれば、推進省庁であるからと遠慮せずに、エネ庁さん、NUMOさんのほうでも引き続き検証が必要かどうかとか、もしくは留意事項として改善につなげられるのかということを検討していただきたいなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員

ありがとうございます。

地域対話の基本的な検討に向けた留意事項ということで、報告書は留意事項集にすること、これはとてもいいことだと思います。むしろこの中にも、先ほど報告いただいた中にもありましたが、これは各地域で今後対話活動が行われていったときには、それぞれアップデートしていくべきものであって、今本当にスタートした段階で見えてきたことでこ

うという問題があったから、こういうことに留意するというのをまとめていただいたものなので、今後いかにこれを活用していくかということのほうが重要ではないかなと思います。これを活用していくには、やはり経験のある方たちが、具体的な事例をもって、地域で説明していくことというのが非常に重要で、この留意事項集ができて、これを見てくださいでは決して伝わることではないと思います。いかにこれを具体的な事例をお示ししながら説明していくことが、今後非常に重要なのではないかなと思います。

それと、今の三井田さんのご意見にもありましたが、「地域を分断する」という言葉は、外部の方が、地域を分断したなんていうことは本来使うべきことではないのではないかなとおもいます。いつも大きな社会課題が出てきたときには、当然賛成、反対の意見があって、地域が分断してしまうような事態になってしまうには、その課題があるからだけではなくて、それは多様な意見に耳を傾け認め合う市民社会の未熟さにも関係があるわけで、地域の方たちがどういうふうにそれを捉えて地域が醸成していくかということも、一つ大きな問題ではないかなと思います。

それから、外部の方が、この問題があったから地域を分断してしまったという言い方をするのはなくて、その分断を生まないために、こういった対話活動にどういうことを留意していかなければいけないかということを、やはり私たち自身が肝に銘じていかなければいけないことではないかなと思います。例えば、具体的に最後のページに示していただいている三つの提案で、地域にとって開かれた場になっているかとか、2番目の多様性の観点を考慮に入れているかということは、例えばそういうことを考慮して地域の方に集まっていたくように準備したとしても、その日に都合がつかなかったり、あるいはそのことに関心がなかった方たちが集まらなかったら、結果的に開かれた場になっていないとか、多様性を考慮していないという、結果のみを見て判断されてしまいます。どういうふうに今後乗り越えていくかということは、NUMOだけでなく私たち全体で知恵を出し合い考えていかなければいけないものではないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員、お願いします。

○八木委員

幾つかあるんですけども、まず意見書に対して、今回NUMOの方々の応答される文章を読ませていただいて、残念と言えば、なぜこれが最初に出てこなかったのかという点がありますけれども、中で十分に精査されて、ちゃんと誠意のある回答になりつつあるのではないかなと思っています。その文章の中にもあったように、忸怩たる思いの中で協力してくださった方々に対して、この公の場での応答も当然そうなんですけれども、やっぱり皆さんと直接お話しされた方がいいと思いますので、地域の事務所の中でも、それ自体も一つの小さな対話になり得ると思いますので、直接お話ししてほしいというのが一点要望です。

もう一つは、全体を通じて前回も申し上げているんですけれども、対話の場と呼ばれているものって、必ずしも一つである必要はなくて、そんなことはどこにも書いてないんですけれども、何やらオフィシャルな対話の場があって、それ以外は対話でないような流れになってしまっていると思うんですが、今申し上げたように個別の方々と小さい対話を繰り返し広げていくことも、それを対話の場というかは別として、大きな意味での対話の場であると思いますし、それぞれの方々が言っていच्छやる、特に高野委員が意見書で参照されるような意見の方々と対話というふうな在り方も、まだ文献調査が終わったわけではないですし、もし次につながる可能性があるのであれば、やはり多様な対話の場を作るということを心がけていただきたいというふうに思っています。

最後に、先ほどこちと三井田委員たちからお話があった「分断」という言葉の使い方についてなんですけれども、それをどう言葉にするかというのは、ちょっといろんな多義的なものがあるので難しいのですが、多分参考資料にもあったようなものも含めて述べられているのは、分かりやすい「対立」とか「分断」ということを、多分ストレスとかいろんな思いを抱えられているわけではなくて、皆さん小さな町の中で日常的に顔を合わせる機会が多分いろんな形で、買物の途中とか学校行事とか、もしくは職場でとあると思うんですけれども、そういうところでやっぱりこの問題を口に出しにくいとか、今までだったらこんなふうに気軽に話をできていた相手と何か疎遠になったような気がするとか、そういう言語化しにくいものが多分たくさん生活の中にあって、それを分断という言葉で表現されてしまうと強いけれども、きっと有形無形のストレスを感じていच्छやるということも、私たち委員自体も改めて認識しないといけないと思いますし、そういうふうなお声があるということができる限り、やっぱりなかったもののようにするのではなくて、可視化していくというのも非常に大事なプロセスではないかと感じております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

私も、やっぱりこの資料7として示されているご回答の文書については、やはりせめて前回の会議でご報告いただいた段階で、ここまでお示しいただくべきだったのではないかなと思います。やはり前回、適正に調査をして、そして大きな問題がなかったというような弁明の印象をにじませたような文章が一旦公にされた後で、このように追加的に、やはり問題があって、謝らなくてはいけないということが出てくるというのは、これはやっぱり非常に誠実さを欠いて、信頼を損ねてしまう顛末であったと言わざるを得ませんので、これはやはり、特にこの寿都町におけるNUMOと住民の皆さんの間の関係ですとか、今もいろいろとお話があったように、地域社会での皆さんの平穏な生活に悪影響が生じてしまっているわ

けですので、これは猛省いただきたいなと思います。

ただ、その上で今回示していただいたこの振り返りの報告書については、これは前回も指摘しましたが、そういうことも踏まえてというふうにあえて捉えたいと思いますが、NUMOがこの対話の場というのは、実際この寿都町、神恵内村で実際設けられて行われてきた以外にも、もっといろんな在り方があってよいし、設置者もほかの考え方もあると。実際にやる場合に、どのようなことに気をつけて設置、運営したらよいのかということについて、かなり踏み込んで、具体的に多様性を見据えた記述がされているということは、肯定的に評価したいと思っていますし、前回の会議でほかの委員の先生方も含めて出されたご意見、ご助言についても、一定反映されたかなと思います。特に、いわゆる主語を明確にして、NUMOがこういう話合いのプロセス全体の中で、どういう立ち位置になるのかということのを改めて明確にさせていただいたというのは、大きな意義があったと思います。

ただ、他方で、今日も先ほど課長からのご紹介のあった参考資料5で示されているこの市民団体の皆さんからいただいたご見解にも示されているように、やはり国とかNUMOとか推進側の主体、あるいは調査受入れを決定する立場にある市町村が設置者や運営者になった場というのには、そのこと自体で一定の限界があって、国の基本方針が書かれているような目的も、それだけで十分に果たすのは難しいのではないかなと思うんですね。実際にこの両町村で進められてきた対話の場に対する評価も、今もいろいろとご議論があったように、立場によって大きく分かれてしまっているということなわけで、対話の場は基本方針、こちらの文章でも引用されていますが、多様な関係住民が参画できる場であることが何より重要なのであって、今あったようなこの分断云々というようなご議論も、この場があることによって、そうした対立的なことにならずに、より包摂的な話合いに役立っているのか、逆にこういう場があることで、さらに対立を助長してしまうようなことになっていないかというような観点から、この在り方を考えるということは絶対に欠かせないと思います。

したがって、今回の報告書は、そういったことを乗り越えていく上で、一定の前進だと私は考えていますので、やはりその真価が問われるのは、今後NUMOがこれを踏まえて、こういった振る舞いを地域で、あるいは全国でされるのかということだと思います。やはり最終処分の実施主体であるという立場性は、これはどうしても抜けがたいわけですから、社会の様々な多様なステークホルダーから、まさに多様に受け止められる。その中には、歓迎する方もいればそうでない方、不信感や疑念を持ったりとか、大きな距離感、隔たりを遠く感じられる方だっておられると。そういうことが、このプロセス全体の、あるいはこの対話の場の公正さを実際に保って、信頼につなげていくために非常に影響するので、そのときにどんな原則で判断、行動するのかということについて、今回お取りまとめいただいたこの内容で示されている方向性ですとか個別の指摘事項を重く受け止めていただいて、具体化、具現化に努めていただきたいと思います。

特に今後の対話の場については、国やNUMOは改めて、場を支援するというこの基本方針に書かれている立場を明確にして、多様な立場の住民の皆さんが参加しやすく、対話が

深まるような場所を地域住民の皆さん主体、本位で設けられるようにしていただきたいと。自ら設けるといふよりは、やはり地域にできるものを支えるというスタンスを明確にさせていただきたいと思います。これも今ご指摘あったように、場が複数設けられることもあるでしょうし、ほかの主体が場の設置運営をしてくれれば、むしろNUMOは無理に中立性を装おうとはせずに、実施主体としての立場を鮮明にして、説明を尽くすということだってあっていいと思います。

今日、席上で特にご報告はありませんでしたが、先ほど NUMO から資料をお配りいただいたこの理事長以下役員の人事の刷新もあったというふうに聞いておりますので、そうした新しいリーダーシップの下で、今回この不祥事ということもあったわけですから、その信頼回復、信頼醸成に努めていただいて、広く様々な立場の異なる、評価の異なる方がおられるという前提で、しかし皆さんから信任を得られるように、組織内で展開を図って、努力を続けていただきたいと強く希望するところです。

以上です。

○高橋委員長

それでは、高野委員、お願いします。

○高野委員

まず、私の意見書に対する NUMO さんの再回答ということですが、内容に大幅な改善も見られますので、その点は評価したいと思います。また、謝罪もされましたけれども、これは私たち委員が議論して決めた内容を一部守らなかったところがあるという点では、委員に対して謝罪する必要もあるかなとは思いますが、やはり何より聞き取り過程で生じた不祥事と、そこで苦しんだ人たちに対して、どのように申し訳ない気持ちを伝えていくのかということが一番重要ですので、八木委員も直接話すみたいなことも検討してくださいと言いましたけれども、私からもそういうような後続の措置ということをお願いしたいと思います。

あと、その上で一つお願いなんですけれども、資料 9 の 7. おわりにという部分、聞き取りの過程で生じた配慮に欠けた点についておわびをするというような記述がありまして、それは今までの経緯を踏まえてのことなのかなと思いますけれども、この資料を初めて読む人は多分何のことだかよく分からないと思うので、私の意見書と、あと NUMO の 2 回の回答を、資料編というのを作ってるんですから、ぜひその資料編に加えるみたいなことしてほしいというふうに私は思っております。

次に、同じく資料 9 の 6 ページ、3.2. 得られた知見というところですが、それについて、前回何も発言する機会が時間的になかったもので、ちょっとコメントしておきますと、まず⑥で賛否の意見傾向のバランスの考慮について言及しているんですけども、この点は公正な運営をする上で、本当に極めて重要だと思っております。寿都町の対話の場が公正に運営された理由というのも、バランスを欠いて賛成派で固められてしまったというところにあるのかなと思っておりますので、その点をもうちょっと強調したような記述に修正し

てほしいなというふうに思っております。

⑤の多面的な情報提供ですけれども、もうちょっと定義を明確にしてほしいなと思います。対話の場というのは、国や事業者の見解について理解の醸成を行う場ではありません。ですので、国や事業者の見解とは異なる立場からの情報提供が必須で、かつ十分に行われなければならないというようなことを明記してほしいなと思います。

あと、これは⑧の視察や見学ですね。その部分にも関わってくると思っています。国や事業者の見解とは異なる立場からの情報提供がなければ、視察や見学というのは事業者の単なる広報事業に過ぎないと思いますし、ですので、私はそれだけだったらその実施を拡大すべきではないと、単なる広報事業という形になってしまう。ですので、そういうようなところに留意したような文章に変えてほしいなというふうに思っております。

あと、③のファシリテーターの部分ですけれども、これは選定基準を明確にして、選定過程を透明にするということも重要なので、それも追記してほしいと思っています。そう考える理由は、寿都町でも問題があったと私は認識しているからです。寿都町の勉強会で、これは勉強会のほうですけれども、第1回、第2回目は2人のファシリテーターが務めていたんですけれども、どうやらNUMOから辞めさせられて、第3回から対話の場のファシリテーターを務めている竹田さんになつたと、そういうような経緯があったと住民から聞きました。しかし、辞めさせられたその2人のファシリテーターは、後に神恵内村の対話の場に参加していたというようなことも聞きました。ですので、寿都町で辞めさせられた人が神恵内村で活動しているというのはどう考えても不可解ですし、その点に関して住民から不審も感じたという声も聞いています。ですので、なぜそのようになったのかということの経緯の説明をちょっと求めたいと思いますし、何よりその報告書には、その選定基準の明確化と選定過程の透明化、そういうところも追記してほしいなと思います。

あと、最後に参考資料5の要望書ですね。あと、対話の場への見解について、簡単にコメントしますと、この当委員会ですとか、あるいは国、NUMOに対する意見書の内容を見ますと、私がここまできかねてから主張してきたんですけれども、第三者専門家や小委員会の委員によるNUMOへの意見聴取をすべきだと要求してきたその理由ですとか、聞きたい項目というのともかなり重なる部分が多いと、ちょっと感じました。ですので、私からもこの要望書に誠実に答えるように、国やNUMOに要請したいというふうに思います。

また、対話の場への見解というのを読みましたけれども、鋭い批判が多いと、個人的には感じました。この見解の発表も兼ねた対話イベントが、8月9日に北海道大学で開催されるというのは聞いていますし、NUMOも主催者から参加要請を受けているというふうに聞いております。NUMOさんの資料にあるように育てていく留意事項集というふうに考えておられるのであれば、やはりこういうようなイベントにも開かれた態度で参加して、市民社会からの批判的な意見にも耳を傾けながら、対話の場の振り返りを継続していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員 ありがとうございます。

私からは、まずNUMOさんの謝罪の文章についてです。八木議員や寿楽委員、そして今、高野委員がコメントされたことでほぼカバーされているなと思いますので、本当に今回のことが、現地でつらい思いをされていた方々との話合いというか、対話の場につながっていけばいいなというふうに思っております。

それから、私からは対話の場の留意事項について、2点コメントをさせていただきたいと思います。

八木委員から、多様な対話の場があつていいというコメントがあつて、それはそれで私もごもっともだなというふうに思ったんですけども、この留意事項集で書かれていることをカバーする範囲というのがどこまでなのかということも、もし整理できればいいなと思っております。広義の意味での様々な対話の場というのは、今いろいろと出てきているご意見のとおりだと思うんですが、ここで書かれているのは、もしかしたら、広義のオフィシャルに設置される対話の場のことなのかなというふうに感じて、以降の意見を申し上げたいと思います。

私は、資料9について、意見を申し上げたいと思います。

まず、資料9の2ページ目に「要旨」というのを今回新たにまとめてくださっていて、この中に何が書かれてあるのかというポイントを1ページで、きれいにまとめていただいていると思っています。ただ、この設置の目的のところの文章がちょっと分かりにくいので、修正されたほうがよいのではないかと思っております。今、画面に見ていただけているので分かるかと思うんですけども、何か方法とかそういうのが混ざっていて、ちょっとこれだと何のために開催するのかというのが分かりづらいと。自分なりに、どうしたらいいのかなというのを考えて、文案を考えてみたので、まだこれでもきれいにまとまっていはいないかもしれないんですけども、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

「対話の場は、その場に参加する方はもちろんのこと、その場に参加していない地域の方も、対話の場からの情報発信に触れることで、一人一人が地層処分に関する多様な意見に触れ、自身の意見にたどり着くことを目的に開催します。これを通じて、地域の主体的な合意形成につながっていくことを目指します。」というような文章はいかがでしょうか。まだ、この中にも手法は入っていて、分かりづらいかもしれないんですけども、NUMOさんの本文のほうでまとめられていた文章にはちゃんと書かれていることなので、もう少しこのサマリーのところで、きちんと伝えられるといいのではないかなというふうに思いました。

かつ10ページには、検討の進め方のところなんですけれども、第一に形を決めるということが書かれてあったと思うんですが、この目的の確認を関係者で行うというのが重要なことかなと思って、それを一言加えていただけるといいかなと思いました。

それから2点目は17ページ、ひな形を3つ紹介してくださっていて、前回の委員会で、

私はひな形Cが単独で対話の場として成り立つのかどうかということに疑問を呈した意見を申し上げました。今回もそのまま記載されているんですけども、このような多様な要望に応じて開催する学習会というものを束ねたものが対話の場であるということによって本当によいのかというのは、ほかの委員の先生方にも意見を聞きたいなと思います。これらが多様な方々の対話の場になり得るのかということですね。その前段の紹介のところで、エントリ段階でこのCを行ってBに進むとか、Aを行って、並行してCも展開するというような書き方もされてあったと思うんですが、それはとても理解ができて、効果的だと思っておりますが、そのひな形C単独ということの是非について、もう少し議論ができればなというふうに思いました。

それから、18 ページにアウトプット例を単独で記載していただいて、ありがとうございます。ここまでまとめていただいて、基本的には非常にうれしく思っておりますし、育てていく留意事項ということで歓迎したいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これで、ちょっと時間もございますので、NUMOと資源エネルギー庁からご回答をお願いしたいと思います。

○鬼沢委員 すみません、その前に一言だけいいですか。

今の村上さんのご意見で、目的のところの最後に、地域の合意形成につながるという発言がありましたけど、私、そこはいらないのではないかなと思います。その手前までの情報に触れるということまでであって、対話の場は地域の合意形成の場ではないと思っていますので、その一言は不要ではないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長 ご指摘ありがとうございました。

それでは、NUMO、それから資源エネルギー庁からご回答をお願いしたいと思います。

○植田理事 NUMOの植田から、回答させていただきます。

まず、それぞれの委員の方々のご意見の前に、この度不適切なことがあって、それが前回の回答に生かされていなくて、今回になってしまったということは改めて反省をしたいと思っておりますし、反省するだけではなくて、それをしっかり次に生かしていくということを実行していきたいと思っています。

その中で、八木委員、高野委員からも今回いわゆるご疑念を持った方、ご負担をかけたインタビュー対象の方々に対して直接というお話がございましたが、そういう方々だけではなくて、今回インタビューを受けていただいた方々全員の皆様方には、今回どういう経緯で、どういう議論がなされて、どういう結果になって、皆さんからいただいた答えがこの留意事項集になったんですという、まずは御礼をそれぞれさせていただきたいと思っています。当然、対話の場でもそういう報告はするように考えておりますけれども、特に皆様方、個々になるかどうかは別にして、そういうふうに御礼と、あとご負担をおかけした方々にはお詫び

をとすることは、形と時期はこれから検討いたしますが、視野に入れていきたいと思っています。

それと、中身について村上委員からもご指摘いただきましたし、高野委員からもいろいろご提案いただいたところがあったかと思います。その部分については、私どももまた検討していった、できるところはしっかりと対応していきたいと思っています。

あと、「分断」というワードというかお話が数多く出てきておりました。ここについても、私どもは単なる言葉だけではなくて、地域でどういうことが起こっていて、それをどういうふうに私どもとして寄り添っていけるのか、対応していけるのかというのをしっかりと考えていきたいと思っています。

あと、八木委員、ほかの方々からお話がありましたけれども、オフィシャルの場だけが対話の場ではないということなので、そこは私どもも分かっているつもりなんです、それでもこうやって改めてお話いただくと、本当に分かっていたのかということもありますので、そこはしっかりと足元を見つめ直して、まさしく小さな対話というのを大切にして、コミュニティに対して対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○横手課長

ありがとうございました。

まず、地域の分断というところに関して言えば、この言葉を使うのが適切かどうか分からないけれどもという前提で、ただ、有形無形のストレスがあるということは認識すべきという点、八木委員からご指摘いただいて、さらにそういう意味でこういう状況にならないようにするために、対話活動で何を留意すべきかを考えておくというべきだと。例えば場の多様性みたいなところも、参加したメンバーは結果的に多様性がなかったよねという判断につながりかねないわけだから、そういったところもちゃんと対話活動をやる上で留意すべきだということを鬼沢委員のほうから頂戴しましたし、さらに三井田委員のほうからは、異なる意見に対する寛容性、これを持つべきであるということだと思っています。すみません、私自身、それはもう本当にそのとおりだと受け止めさせていただいて、今後の取組につなげていきたいと思いますので、引き続きこういった分野、むしろ先生方がご経験の豊かなところでありますので、ご意見を頂戴しながら、ご指導いただきながら、しっかりと前に進めていければと思っています。

さらには、ほとんどはNUMOさんのほうでご回答いただいた話でありますけれども、関係する話で申し上げれば、寿楽先生からも、包摂的になっているのかと、まさに先ほどの三井田委員の異なる意見に対する寛容性というところともつながる話ですし、多様性が担保されているのかというところとつながるご意見を頂戴したと思っています。まさにそういう形になるように、また、八木委員も寿楽委員もおっしゃったように、別に国、NUMOが主催者側というか、設置主体になる必要はないと。むしろほかの方々、第三者が立てた場に、積極的な推進者として出ていった説明をするのもいいのではないのかというご指摘もいた

できましたし、そういう機会があれば、高野委員のお話ともつながるものだと思いますけれども、こういう対話をするような機会に呼ばれるようなケースについては、可能な限り、積極的に我々も参加していきたいと思った次第です。

以上です。

○高橋委員長

村上先生、いかがでしょうか。

○村上委員

申し訳ありません。手を下ろすのを忘れておりました。

ただ、今私の提案にご指摘いただいた件については、チャットに書かせていただいたので、もし紹介させていただければ、お時間いただけるとありがたいです。

(チャット内容)

対話の場自体が合意形成の場ではないということは理解しています。ただ、対話の場を設置し、さまざまな対話と情報発信が行われることで、アウトカムとして、地域の方々が主体的に自身の意見を形成し、合意形成につながっていく、という意味で「目指す」としました。誤解を招かない文章が大切だと思います。

○高橋委員長

では、以上の形でご意見を承ったということにさせていただきたいと思います。

○村上委員

すみません、失礼いたしました。

○高橋委員長

それでは、委員各位におかれましては、貴重なご意見をいただきありがとうございました。文献調査報告書（案）及び対話活動の振り返りにつきましては、これまで複数回にわたり、活発にご議論いただきまして、小委員会としてはその役割の観点から、相応の職務は果たしたというふうに考えております。今後はNUMO及び資源エネルギー庁において、これまでの小委員会の議論を踏まえながら、必要な対応をお願いしたいと思います。

一点、宿題をいただいた点が何点かあったと思いますので、この点については答を個別に委員に返していただきたいということと、全体として、今回の議論を踏まえて、委員の皆様におかれては個別に確認したいということであれば、その点も含めて事務的に、個別にご報告のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○横手課長

高橋委員長、委員の皆様におかれましては、貴重な審議をいただきありがとうございました。

今ほど高橋委員長からもありましたように、本日の小委で報告書及び留意事項集に関する議論については、一部個別に宿題としてお返しするべき点であるとか、本日の意見を踏まえて修正すべき点というところはありますけれども、議論そのものについては一つの区切

りがついたというふうに認識しております。本日いただいたご意見も踏まえながら、報告書及び留意事項集については、NUMOにて修正を行った上で、NUMOとしてしかるべきタイミングで、最終版としてセットされるものと理解しております。その上で、最終処分法に基づく公告、縦覧、説明会等についても、秋以降、準備が整い次第、進められていくものと認識しております。

改めまして、昨年10月の第1回小委から5回にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

○高野委員

すみません、一点だけ、ちょっと提案なんですけれども、個別の宿題とおっしゃられたんですけども、個別というよりは、その回答なり何なりをちゃんと委員全員に共有して、またさらに、できればちゃんとその個別の対応を公開するような形にさせていただきたいと思います。

○阪口副理事長

おっしゃるとおりでございまして、まさに今日ご議論いただきました私どもがまとめました留意事項集、これは今日が最後でも何でもありませんので、これからも随時アップデートをするものでございます。今、高野委員がおっしゃっているように、これはやはり最終的にはホームページに載せるべきものだと思っております。皆様のご意見を賜ったものを、少なくとも最低限、今日のいただいたものに対するお返しはさせていただきますので、よろしくご指導のほど、引き続きお願い申し上げます。

3. 閉会

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第5回特定放射性廃棄物小委員会を閉会いたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたり、熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。